

第1 監査の対象

第二保育園、第三保育園、出川保育園、白山保育園、神領保育園、追進保育園

第2 監査の期間

令和6年5月13日から令和6年7月3日まで

第3 監査の方法

監査に当たっては、保育園の施設、遊具等の維持管理を始め安全確保、財産管理等について、春日井市監査基準に準拠し、関係書類の調査、関係職員からの説明の聴取及び現地調査を行った。

なお、監査は主な着眼点を次のとおり設定し、対象となる事項について調査を行った。

1 保育園の施設、遊具等の維持管理

- (1) 施設、遊具等の破損や老朽箇所はないか。
- (2) 施設等の清掃、除草、せん定は適切に行われているか。
- (3) 調理室、トイレ、水飲み場等の衛生管理は適切に行われているか。

2 保育園における安全確保

- (1) 施設、遊具等の点検は適切に行われているか。
- (2) 避難・消火訓練等が実施されているか。
- (3) 施設等は園児、障がい児等への配慮がされているか。
- (4) 施設は防犯上の配慮がされているか。

3 保育園の財産管理等

- (1) 建物等の維持管理台帳の作成、管理は適正に行われているか。
- (2) 施設の整備は計画的に行われているか。
- (3) 庶務事務は適正に行われているか。

第4 監査の結果

第二保育園始め6保育園について調査を行った結果、保育園の施設、遊具等の維持管理を始め安全確保、財産管理等については、おおむね適切に行われていると認めた。